

3 施策及び事務事業

方向性Ⅲ 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

施策の目標

妊娠・出産期から乳幼児期、学齢期までの支援を充実させるとともに、課題を抱える家庭への相談援助や個別支援を実施し、こどもの健全な成長と自立を地域で支える取組を推進します。

取組の方向性

《安心してこどもを産み育てることのできる環境づくり》

●妊娠・出産・育児に関する支援を充実させ、母子手帳交付時から切れ目のない支援を実施するとともに、地域と連携し、孤立を防ぎ安心して子育てできる環境づくりを進めます。

《こども家庭相談(予防)・児童虐待対策(介入)の体制強化・社会的養護の推進》

●児童虐待や子育て家庭の課題に対し、区役所等との連携による早期対応と専門的支援を強化します。また、児童相談所の体制整備や里親制度の拡充、退所後の支援、奨学金制度などを通じて、社会的養護の充実を図ります。

《こども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

●困難を抱えるこども・若者や女性への支援を強化し、地域全体で見守り・支えるしくみづくりを進めます。また、団体の育成や居場所づくりを通じて、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

《障害児・者の地域生活支援の充実》

●障害児・者や、障害の疑いや発達に心配のある児童等の初期相談機能の充実や、専門的助言及び情報提供等を通じた関係機関・事業所の対応力向上を図ることで、本人や家族のニーズ等に応じた支援やサービスの提供を推進します。

現状と課題

《安心してこどもを産み育てることのできる環境づくり》

●妊娠期から乳幼児期まで、健康診査や相談支援を充実させ、孤立感や負担感の軽減、児童虐待予防に向けて、地域と連携した切れ目のない支援体制を構築する必要があります。

《こども家庭相談(予防)・児童虐待対策(介入)の体制強化・社会的養護の推進》

●妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援により児童虐待の未然防止を図り、複雑化する課題に対しては専門的支援体制を強化する必要があります。また、児童相談所の機能充実、里親制度の普及、施設養護の支援体制整備を進めるとともに、代替養育児童の自立支援や措置解除後の継続的な相談支援に取り組む必要があります。

《こども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

●こども・若者の健全な成長と自立に向け、地域全体で見守り支える体制を構築し、多様な価値観に触れられる居場所づくりがより一層重要となっています。また、困難を抱える女性への人権尊重と自立支援を強化するとともに、DVなど潜在化しやすい課題への迅速な対応が必要となっています。

《障害児・者の地域生活支援の充実》

●障害児・者の支援ニーズの増加・多様化に対応する相談支援の充実や障害特性や程度に応じたサービス・支援の提供が求められています。また、育ちの段階(ライフステージ)等を踏まえ、適切な支援を切れ目なく提供できるよう、障害福祉のほか、保健・医療・保育・教育等の関係者が連携しながら、包括的な支援体制を構築することが必要です。

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

成果指標			事務事業	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
乳幼児健診の未受診者率 (川崎市調べ)	2.6% (R6年度)	2.2%以下 (R11年度)	1	児童福祉施設等の指導・監査
地域の関係機関の見守りにより支援に繋がった件数 (川崎市調べ)	1,508件 (R6年度)	2,033件 (R11年度)	2	母子保健指導・相談事業
家庭に近い環境で社会的養育を受けている子どもの割合 (川崎市調べ)	83.1% (R6年度)	97.2%以上 (R11年度)	3	児童虐待等対策事業
里親登録数 (川崎市調べ)	210家庭 (R6年度)	320家庭 (R11年度)	4	社会的養育推進事業
ひとり親家庭が各種支援の利用後に就労の継続や就職につながった割合 (川崎市調べ)	85.0% (R6年度)	87.0%以上 (R11年度)	5	ひとり親家庭等支援事業
予防接種(就学前までに接種すべき定期接種)の接種率 (川崎市調べ)	83.3% (R6年度)	83.3以上 (R11年度)	6	女性支援推進事業
			7	子ども・若者支援推進事業
			8	小児慢性特定疾病医療等給付事業
			9	災害遺児等援護事業
			10	健康づくり事業
			11	食育推進事業
			12	歯と口の健康づくり事業
			13	予防接種事業
			14	アレルギー疾患対策事業
			15	がん・難病等支援事業
			16	障害児等総合相談・生活支援事業
			17	障害者等総合相談・支援事業
			18	障害者等手当・医療費助成事業
			19	障害福祉の基盤確保・運営支援等事業

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	児童福祉施設等の指導・監査 (こども未来局総務部監査担当)	児童福祉関連法令等に基づき、指導監査等を実施することで、施設等の適正な運営の確保と利用者保護への寄与を図ります。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● 監査実施計画に基づいた指導監査の実施率(R6年度:100%→R11年度:100%) ● 社会福祉法人設立認可及び定款変更認可業務の執行(毎年度) ● 会計研修の開催回数(R6年度:5件→R11年度:5件) 		

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	母子保健指導・相談事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	乳幼児の発育状況等を早期に把握し必要な治療・療育へつなげるなどすこやかな成長発達を支えます。また、妊娠・出産・育児に関する相談支援や情報提供を充実させるとともに、母性の育成や乳幼児の健康保持・増進を図るなど妊娠期から子育て期に対応した支援を切れ目なく提供します。

主なアウトプット

- 乳児家庭全戸訪問事業の実施率(R6年度:99%→R11年度:99%)
- プレコンサポーターの養成(R8年度～)
- 産後ケアの利用延べ件数(R6年度:5,554件→R11年度:6,225件)
- 妊婦健康診査の助成件数(R6年度:135,911件→R11年度:114,875件)
- 産婦健康診査の助成の実施(R6年度:13,933件)
- 乳幼児健診の平均受診率(R6年度:97.4%→R11年度:97.8%)
- 思春期の心と身体の健康教育の参加人数(R6年度:8,964人→R11年度:15,000人)
- 両親学級事業におけるパートナーの出席率(R6年度:93.9%→R11年度:95%)
- 養育支援訪問(乳幼児訪問指導)の実施(R6年度:2,868人)
- 母子健康手帳の交付(毎年度)
- 未熟児養育医療の給付(毎年度)
- 各区役所で行う乳幼児健診等におけるボランティア活動の実施(R6年度:1,563人(延べ数))

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

「母子保健指導・相談事業」で実施する地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	量の見込み・確保方策掲載ページ
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。	P199
利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型)	妊婦等に対して、面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。 ▶第1回目面談:妊娠届出時に実施 ▶第2回目面談:妊娠8か月前後のアンケート回収後に実施 ▶第3回目面談:乳児家庭全戸訪問時に実施	P200
妊婦健康診査	安心・安全に出産を迎えられるよう、妊婦が受診した妊婦健康診査の健診情報等を相談支援や保健指導に活用することや、健診費用の一部を公費負担することで、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図る事業です。	P215
産後ケア事業	産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族がすこやかな育児ができるよう支援を行う事業です。	P215
乳児家庭全戸訪問事業	「新生児訪問」や「こんにちは赤ちゃん訪問」等により乳児家庭を全戸訪問する事業です。 ▶新生児訪問:原則生後60日までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員(保健師・助産師・看護師)が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。 ▶こんにちは赤ちゃん訪問:概ね生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区地域みまもり支援センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける事業です。	P206
養育支援訪問事業 (専門的相談支援)	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。	P207

トピック ～プレコンセプションケアの推進とライフデザイン支援～

● プレコンセプションケアとは

「プレコンセプションケア」とは、妊娠前からの健康管理を意味する言葉です。性別を問わず、思春期から成人期にかけて、将来の妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や健康を考え、適切な知識を身につけて健康管理を行うことが目的です。このケアは、妊娠を希望する方だけでなく、すべての世代の方々にとって重要な取り組みとされています。

● 背景と目的

若年女性の「やせ」の傾向(20～30代女性の約20%)、高齢出産や基礎疾患による妊娠リスクの増加、予期せぬ妊娠による妊産婦の自殺や児童虐待の懸念、若い世代の性や妊娠に関する知識不足や相談先の認知不足等の課題に対応するため、こども家庭庁は令和7(2025)年5月に「プレコンセプションケア推進5か年計画」を策定しました。

● こども家庭庁が示す主な取り組み

1. 性や健康に関する正しい知識の普及
⇒ SNS等を活用した情報発信、講演会やセミナーの開催支援、「プレコンサポーター」(支援人材)の育成
2. 一般的な相談支援体制の充実
⇒ 地域における相談窓口の整備と認知度向上と利便性に配慮した運営体制の構築
3. 専門的な相談支援体制の強化
⇒ 医療機関等における専門相談体制の整備、医療者向け相談対応マニュアルの作成・周知

● ライフデザイン支援とプレコンセプションケア

プレコンセプションケアは、単なる医療支援ではなく、人生設計(ライフデザイン)を支える社会的支援でもあります。結婚や出産を含めた将来の選択肢を広げる働き方やキャリア形成と両立できる環境づくり、健康管理を通じた経済的・精神的な安定の促進など、個人の生き方を尊重しながら、社会全体で支えるしくみとして位置づけられています。

本市でも、性別を問わず、適切な時期に性や健康に関する正しい知識を持ち健康管理ができるよう、広く正しい知識の普及啓発を関係機関等と進めていき、日常的な悩みや疑問に対応する一般的な相談や専門的な相談の窓口を充実させる等のプレコンセプションケアの取組を推進していきます。

3 施策及び事務事業

施策6 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
3	児童虐待等対策事業 (子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	支援が必要な子育て家庭の早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、子ども家庭相談における支援体制強化を図ります。また、児童虐待に的確に対応し専門性を活かした相談援助を行うため、必要な体制を確保するとともに、家庭環境に課題を抱える児童の一時保護や適切な措置等を行います。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● 児童虐待防止普及啓発活動の実施(毎年度) ● 児童育成支援拠点事業の実施(R8年度～) ● 親子関係形成支援事業の実施(R9年度～) ● 各区要保護児童対策地域協議会(個別ケース検討会議)の実施回数(R6年度:965回→R11年度:1,000回) ● 区役所及び児童相談所における相談の受付(毎年度) ● 一時保護施設における保護及び一時保護委託の実施(毎年度) ● 児童相談所におけるこどもの意見聴取等措置の実施(毎年度) 		

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

「児童虐待等対策事業」で実施する地域子ども・子育て支援事業

事業名	事業概要	量の見込み ・確保方策 掲載ページ
利用者支援事業 (こども家庭センター型)【再掲】	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応します。	P199
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。	P209
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的にこどもの育児が困難な場合に、原則7日以内でこどもを預かる事業です。	P205
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。	P207
児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所がなく、孤立や困難を抱える児童を対象に、安全・安心な居場所を提供し、生活習慣の形成支援、学習支援、進路相談、食事提供などを通じて、児童の健全な育成と家庭環境の改善を図る事業です。	P208
親子関係形成支援事業	育児に不安や悩みを抱える保護者を対象に、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じてこどもとの関わり方を学ぶ機会を提供し、親子間の信頼関係の構築と育児不安の軽減を図る事業です。	P208

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
4	社会的養育推進事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	家庭での養育が困難であり、社会的養護を必要とする児童に対して、里親及び児童養護施設等の生活環境を確保し、日々の養育の質の向上や、自立支援に向けた取組を進めます。

主なアウトプット

- 里親支援センターの設置(R11年度)
- 自立援助ホームの定員(R6年度:12人→R11年度:36人)
- 地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアユニットの定員数(R6年度:48人→R11年度:82人)
- 里親養育技術向上のための研修会の開催回数(R6年度:12回→R11年度:15回)
- ふるさと里親登録数(R6年度:79家庭→R11年度:84家庭)

社会的養育推進計画(第6章第3節)について

「社会的養育推進事業」においては、国通知「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(令和6年3月12日子支課第125号こども家庭庁支援局長)」を踏まえて策定する「川崎市社会的養育推進計画」(第6章第3節)により、他の事務事業と併せて、さまざまな事情により支援が必要な児童及びその家庭を社会全体で支えていく環境を整える取組を推進します。

同計画では、「専門的支援を必要とする児童・家庭への支援の充実」、「代替養育を必要とする児童への支援の充実」及び「本市の状況を踏まえた代替養育体制の確保と家庭養育の推進」を基本的な考え方として施策を展開することとしています。

3 施策及び事務事業

施策6 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
5	ひとり親家庭等支援事業 (子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	ひとり親家庭等に対し、経済的支援、子育て・生活支援、養育費確保支援、就業支援など、多方面からの総合的な支援を実施することで、子どもの心身のすこやかな成長を促進し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● 離婚前後に必要な情報を提供する講座の受講者数(R6年度:69名 →R11年度:120名) ● 児童扶養手当の支給(毎年度) ● ひとり親家庭等医療費助成の実施(毎年度) ● 高等職業訓練促進給付金の支給(毎年度) 		

3 施策及び事務事業

ひとり親家庭等の自立の促進

(1) 現状と課題

令和7(2025)年度に実施した「川崎市ひとり親家庭に関するアンケート調査」においては、経済的な困りごとがあったとの回答が約70%あり、物価高の影響や子どもの学校や進学に関する費用が負担となっている傾向が見られました。また、約74%が離婚時において養育費の取り決めをしているものの、そのうち公正証書等の公的文書で取り決めたのは約56%でした。受け取り状況については、離婚された家庭の約半数が養育費を受け取れていない状況にあり、多くの方が離婚前に「あればよかった」と思う機会として、取り決めておくべきこと等を知る機会を挙げています。さらに、約90%のひとり親等が就労しているものの、そのうち約半数が非正規就労となっており、ひとり親家庭等は、経済的な困窮やさまざまな生活課題を抱えていることが多い状況にあります。

ひとり親家庭等が抱えるさまざまな生活課題を受けとめ、ひとり親家庭等を総合的に支援するため、より実用的な内容の情報を適切なタイミングで発信するとともに、相談支援の充実を図り、さまざまな支援機関につなぐことができるしくみづくりが必要です。

(2) 基本的な方向性

ひとり親家庭等にとって最も重要な「経済的支援」を中心として、「子育て・生活支援」や「養育費確保支援」を行いながら、長期的な経済的自立に向けた「就業支援」を充実し、より安定した生活を維持するための支援を強化します。また、離婚前の子育て世帯に対して、必要な情報提供や個別相談等の機会を提供し、離婚前後から親子の心身・生活の安定のための支援を実施します。

(3) 計画期間における方向性(各施策の基本目標)

ひとり親家庭等の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、ひとり親家庭等の複合的な生活課題への対応に向け、より実用的な内容の情報を適切なタイミングで発信するとともに、関係機関と連携しながら必要な方に支援が届くよう、相談窓口においては個々の家庭の状況やニーズを受け止め、支援施策に的確につなげるなど相談支援を強化していきます。

経済的支援については、ひとり親家庭等の安定した生活基盤の確保に向け、児童扶養手当の支給や通勤、通学交通費助成、医療費助成等を行うとともに、学費や資格取得のための資金、転居に伴う費用等の貸付を実施し、経済的自立の促進につなげます。

子育て・生活支援については、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業が両立できるよう、母子・父子福祉センターにおける生活相談・法律相談や、家庭生活支援員の派遣による支援の実施のほか、ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援及び模試受験料補助を行うことに加え、新たに大学等の進学に向けた支援の充実を進めます。また、支援の必要な母子が生活できる母子生活支援施設において、自立促進に向けた支援を行います。

養育費確保支援については、離婚前後の家庭に必要な情報や相談を行う機会を提供するとともに、ひとり親家庭が養育費を確実に確保できるよう、関係機関と連携しながら支援の充実を図るとともに、公正証書等の作成費用や保証会社との契約に要する費用等の助成を行います。

就業支援については、ひとり親家庭等が十分な収入を確保し、安定した就業ができるよう、母子・父子福祉センターにおいて就業に関する講座や相談支援の実施、自立支援プログラムの策定を行うとともに、資格取得をめざす際に利用できる給付金事業等を実施し、関係機関と連携を図りながら、自立に向けた支援を強化します。

方向性Ⅰ

方向性Ⅱ

方向性Ⅲ

3 施策及び事務事業

施策6 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
6	女性支援推進事業 (子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	日常生活にさまざまな困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援を自治体間で連携しながら取り組みます。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ●女性相談の実施(毎年度) ●DV相談支援センターの相談の実施(毎年度) 		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
7	子ども・若者支援推進事業 (子ども未来局企画課)	さまざまな課題を抱える子どもや子育て家庭を早期発見し、適切な支援につなぐことができるよう、地域の関係団体・機関等と連携しながら、地域社会全体で見守り支える環境づくりを推進します。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ●ひきこもり等児童福祉対策における個別支援活動及び集団支援活動の実施(毎年度) 		

3 施策及び事務事業

施策6 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
8	小児慢性特定疾病医療等給付事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	国が定める特定の疾病により、長期治療等を必要とする児童・家庭に対し医療費を給付することにより、患児家族の経済的・精神的負担を軽減し、児童の健康と福祉の向上を図ります。
主なアウトプット		
●小児慢性特定疾病の助成の実施(毎年度)		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
9	災害遺児等援護事業 (こども未来局児童家庭支援・虐待対策室)	災害により、父や母等が死亡又は重度の障害を有することとなった児童を扶養する保護者に対して、福祉手当を支給することにより、災害遺児の福祉の増進を図ります。
主なアウトプット		
●災害遺児等福祉手当の支給(毎年度)		

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
10	健康づくり事業 (健康福祉局健康増進課、保健医療政策課)	市民の健康意識の向上、自ら実践すべきことや必要性等に対する理解の促進、健康づくりの取組の習慣化に向け、民間企業、保険者、関係団体と協働・連携しながら、各世代の生活環境や健康に関するデータを分析し、より効果的な普及啓発やセルフケアの実践・継続の支援等を推進します。

主なアウトプット

- かわさきTEKTEKの参加者数(R6年度:約6万人→R11年度:11万人)
- 主観的に健康だと思う市民の割合
(【男性】R4年度:76.2%→R10年度:77.4%)
(【女性】R4年度:79.6%→R10年度:81.0%)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
11	食育推進事業 (健康福祉局健康増進課)	課題の多い若い世代を中心に、各世代の特性に対応しながら、朝食摂取、バランスの良い食事、低栄養の防止など、望ましい食生活の普及啓発や生活習慣を見直すきっかけとなる機会を提供するとともに、民間企業や各関係団体等と連携し、食の多様化に対応した食環境づくりなどを推進します。

主なアウトプット

- 栄養成分表示を活用している者の割合(R4年度:8.9%→R10年度:13.8%)
- 主食・主菜・副菜を1日2回以上そろえて食べる若い世代の割合(R4年度:46.0%→R10年度:51.9%)

3 施策及び事務事業

施策6 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
12	歯と口の健康づくり事業 (健康福祉局保健医療政策課)	歯や口腔の健康を保つことによる全身の健康状態や生活の質の維持・向上、また、子ども・若者のすこやかな成長等につなげるため、地域の歯科医療機関や関係団体等と連携し、ライフステージ等を踏まえながら、歯科疾患(むし歯や歯周病)を予防する取組や、歯の喪失を防ぎ、口腔機能の獲得・向上を図る取組などを推進します。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ●スマイル歯みがき教室の実施(毎年度) ●歯っぴーファミリー健診の実施(毎年度) 		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
13	予防接種事業 (健康福祉局保健医療政策部(予防接種担当))	予防接種(定期接種)について、感染症の発生、重症化及びまん延防止等に向け、円滑な実施や接種率の維持・向上等を図るため、効果や安全性等の周知、接種勧奨等を行います。また、予診票や勧奨通知の電子化、接種記録のデータベース化・連携等、令和8(2026)年度以降のデジタル化に対応します。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ●予防接種(麻しん・風しん)接種率(毎年度:95%) ●予防接種(HPV)接種率(R6年度:49.5%→R11年度:55%) 		

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
14	アレルギー疾患対策事業 (健康福祉局環境保健・アレルギー疾患対策課)	「アレルギー疾患対策推進方針」を踏まえ、発症・重症化予防等の観点から、アレルギー疾患に関する正しい知識の普及啓発等を実施します。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● 乳幼児向けパンフレットの配布(毎年度) ● 市民向け知識普及講演会の開催(毎年度) 		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
15	がん・難病等支援事業 (健康福祉局地域包括ケア推進室、国民年金・福祉医療課)	指定難病の医療費助成、アピアランスケアに対する助成、制度対象外の若年がん患者等に対する介護費用の助成等を実施することで、がん・難病患者等の療養生活を支援します。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● 指定難病の医療費助成(毎年度) ● アピアランスケアに対する助成(毎年度) ● 若年がん患者等に対する介護費用の助成(毎年度) 		

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
16	障害児等総合相談・生活支援事業 (健康福祉局障害計画課)	障害児、障害の疑いや発達に心配のある児童等の初期相談機能の充実を図るとともに、専門的な相談支援・療育を実施します。また、本人や家族のニーズ等に応じた、支援やサービス提供に向け、専門的助言及び情報提供等を通じ、関係機関・事業所の対応力向上を図ります。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ●療育センター及び子ども発達・相談センター初回相談までの待機期間(毎年度:最長30営業日) ●子ども発達・相談センターによる相談を通じた支援方針の決定(毎年度) 		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
17	障害者等総合相談・支援事業 (健康福祉局障害計画課、精神保健課、地域包括ケア推進室)	障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供、サービス事業者との調整等を行うとともに、地域の関係機関と連携し、相談支援機能の充実を図ります。また、計画相談支援の利用促進や障害者相談支援センター等の運営を通じ、障害者の地域生活を支えるためのネットワーク形成を推進します。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ●障害者相談支援センターと地域の相談機関等との連携(毎年度) ●ひきこもり地域支援センターによる支援(毎年度) 		

3 施策及び事務事業

施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
18	障害者等手当・医療費助成事業 (健康福祉局障害福祉課、国民年金・福祉医療課)	障害のある方やその家族に対し、経済的な支援を行うため、各種手当を支給するとともに、重度障害のある方等の保険医療費の自己負担額の全部又は一部を助成します。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● 特別児童扶養手当の支給(毎年度) ● 障害児福祉手当の支給(毎年度) ● 自立支援医療、重度障害者医療における医療費助成(毎年度) 		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
19	障害福祉の基盤確保・運営支援等事業 (健康福祉局障害者施設指導課)	障害のある方の支援ニーズの増加・多様化を踏まえた障害福祉サービス事業所等の整備等を進めるとともに、人材の確保・定着・育成に係る取組や、運営支援や指導の取組を通じ、支援の質の向上を図ります。
主なアウトプット		
<ul style="list-style-type: none"> ● グループホームの定員数(R6年度:1,798人→R11年度:2,246人) ● 障害(児)福祉サービス事業所に対する年間の運営指導実施率(R6年度:6.8%→R11年度:16.6%(事業所指定の有効期間内に1回以上)) 		

3 施策及び事務事業

方向性Ⅲ 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

施策7 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

施策の目標

日常生活にさまざまな課題を抱え、生活に困窮した世帯に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、孤立せず、社会の一員として地域で自立した生活を送れるよう、個別の相談や支援、社会参加を促す取組など、きめ細かな支援を実施します。

取組の方向性

《困難を抱える子ども・若者の支援》

- 困難を抱える子ども・若者が孤立せず、社会の一員として自立した生活を送れるよう、多様な主体と連携し、相談・支援等を実施します。

《生活に困窮した世帯の自立に向けた取組の推進》

- 生活保護受給世帯の自立に向け、意欲や能力に応じた就労支援を実施するとともに、貧困の連鎖の防止に向け、生活保護受給世帯等のこどもの高校進学などを支援します。また、生活保護に至る前の生活困窮世帯の自立に向け、就労・生活支援等を推進します。

《求職者の就業支援と企業の人材確保支援》

- 若者、女性等多様な人材の就業支援として、キャリアサポートかわさきによる丁寧な相談対応等を実施するとともに、市内企業の人材確保支援として、採用支援セミナーを実施します。また、合同企業説明会等のマッチングイベントを通じて多様な人材(求職者)と市内企業とのマッチング機会を創出します。

《障害者の社会参加の促進》

- 障害者等の状態像等に応じた就労・定着支援や雇用支援、移動支援を実施することで、障害者の経済的自立や社会参加を促進します。

現状と課題

《困難を抱える子ども・若者の支援》

- 子ども・若者のこころの健康の保持増進や子ども・若者が自殺に追い込まれないようにすることが重要となっています。また、犯罪や非行の防止に向けて、犯罪等をした子ども・若者に対し、保護司等による相談や指導等を通じた再犯防止等の取組が必要です。

《生活に困窮した世帯の自立に向けた取組の推進》

- 生活保護受給世帯や生活困窮世帯においては、生活上の課題が複雑・複合化していることから、個々の状況に寄り添った、きめ細かな支援による自立の促進等が必要です。また、生活保護に至る前の早い段階で生活困窮から脱却できるよう、「生活自立・仕事相談センター(だい)OBセンター)」にて、仕事・住まい・家計など生活全般に係る相談・支援を継続していくことが重要です。
- 生活保護受給世帯や生活困窮世帯の子ども・若者の健全な育成を図り、貧困の連鎖を防止するため、学習支援や居場所づくりなどの継続的な取組が求められています。

《求職者の就業支援と企業の人材確保支援》

- 少子高齢化の進行により、生産年齢人口の減少が見込まれており、今後の更なる人手不足に対応するためには、求職者の希望や置かれた状況に応じた就業支援を行い、就職につなげるとともに、求職者と企業とのマッチングの場を提供することが求められています。

《障害者の社会参加の促進》

- 法定雇用率の引き上げ等により、障害者雇用が拡大傾向にある中、就労・定着支援や企業への雇用支援が重要となっています。また、社会参加等の促進に向け、状態像やニーズに応じた移動支援が必要です。

3 施策及び事務事業

施策7 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

成果指標			事務事業	
名称(指標の出典)	現状	目標値	No.	名称
福祉施設及び就労援助センターからの一般就労への移行者数 (川崎市調べ)	648人 (R6年度)	692人以上 (R11年度)	1	メンタルヘルス・自殺対策事業
「生活自立・仕事相談センター(だい)JOBセンター」の支援を通じて状況が改善した割合 (川崎市調べ)	94.0% (R6年度)	94.0%以上 (R11年度)	2	再犯防止事業
学習支援・居場所づくり事業利用者の進学・就職等による進路決定率 (川崎市調べ)	100% (R6年度)	100% (R11年度)	3	障害者社会参加・就労支援事業
市の就業支援事業による就職決定者数 (川崎市調べ)	468人 (R4～6年度平均)	504人以上 (R9～11年度平均)	4	生活保護事業
			5	生活保護自立支援対策事業
			6	生活困窮者等自立支援対策事業
			7	雇用労働対策・就業支援事業

3 施策及び事務事業

施策7 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
1	メンタルヘルス・自殺対策事業 (健康福祉局精神保健課、総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課)	自殺対策総合推進計画に基づき、市民のこころの健康の保持増進を図るとともに、安心して暮らせるまちづくりや自殺に追い込まれない社会の実現に向け、地域の多様な主体と協働しながら、普及啓発や相談支援、人材育成等を推進します。
主なアウトプット		
●ゲートキーパー講座開催回数(毎年度:6回)		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
2	再犯防止事業 (健康福祉局地域包括ケア推進室)	犯罪をした人等の更生を図るとともに、犯罪予防活動を推進します。
主なアウトプット		
●保護司会等、更生保護関係団体への支援の実施(毎年度)		
●社会を明るくする運動の実施(毎年度)		
●再犯防止推進計画に基づく取組の推進(毎年度)		

3 施策及び事務事業

施策7 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
3	障害者社会参加・就労支援事業 (健康福祉局障害者社会参加・就労支援課)	障害者の状態像や外出実態などを踏まえた、持続可能な移動手段の確保・移動支援等に取り組みます。また、個々のニーズを踏まえ、支援機関等による就労支援を行うとともに、企業等に対する普及・啓発活動や障害者雇用支援を進め、一般就労や定着の促進を図ります。

主なアウトプット

- 就労移行支援事業所等の支援力向上等を目的とした就労支援ネットワーク会議の開催(毎年度)

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
4	生活保護事業 (健康福祉局生活保護・自立支援室)	生活保護が必要な人に対し、適切な制度の周知等を通じ、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。また、生活保護受給世帯のこどもが、高等学校等に進学する際の入学料等のための高等学校等就学費を支給するとともに、高等学校等卒業後の大学等進学や就職時の新生活の立ち上げ費用として進学・就職準備給付金を支給する等、自立に向けた支援を実施します。

主なアウトプット

- 進学・就職準備給付金の支給(毎年度)

3 施策及び事務事業

施策7 子ども・若者の社会的自立に向けた支援

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
5	生活保護自立支援対策事業 (健康福祉局生活保護・自立支援室)	就労可能な生活保護受給者等に対し、個々の課題も踏まえながら、社会的・経済的自立の促進に向けた「各種就労支援事業」等を実施します。また、生活保護受給世帯等の小・中学生に対し、高校への進学などを支援し、貧困の連鎖の防止に向けた「学習支援・居場所づくり事業」を実施します。
主なアウトプット		
● 就労支援事業等参加者数(毎年度:1,500人)		
No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
6	生活困窮者等自立支援対策事業 (健康福祉局生活保護・自立支援室)	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」において、仕事・住まい・家計等の生活全般についての相談・支援を行うことにより、自立を促します。
主なアウトプット		
● だいJOBセンターへの新規相談者数(R6年度:1,454人→R11年度:1,500人)		

3 施策及び事務事業

施策7 こども・若者の社会的自立に向けた支援

No.	事務事業名(所管課)	計画期間中の主な取組
7	雇用労働対策・就業支援事業 (経済労働局労働・人材支援部)	就業支援室「キャリアサポートかわさき」において、求職者のニーズに応じた丁寧な就業支援等を実施するとともに、地域産業を支える多様な人材の活躍を促進するため、外国人を含む人材の確保・活用に向けた企業支援を実施します。
<p style="text-align: center;">主なアウトプット</p> <ul style="list-style-type: none"> ●年間を通じたマッチングイベントの実施(毎年度) 		

トピック ～かわさき子育てアプリ すくすく～

～ちょっとしたストレスを減らして、子育てをもっと楽しく～

「かわさき」で子どもを産み育てるすべての方がダウンロードする、毎日の子育てに寄り添うアプリとして、令和8(2026)年1月に、「かわさき子育てアプリ すくすく」としてリニューアルしました。

妊娠から子育てまでの必要な手続きや調べものが、スマホひとつで簡単にでき、プッシュ通知で健診やイベントの情報を逃さずお届けします！

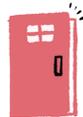


子育てを
もっと楽しく
もっと便利に



2026年1月
リニューアル

『かわさき子育てアプリ すくすく』は、妊娠・出産から子育て期を楽しく過ごしていただくために必要な情報や便利な機能をお届けする、川崎市公式子育てアプリです。



妊娠・出産期の
手続きをラクラク
検索・申請



受診票の
入力・提出が
いつでも可能



地域の育児情報が
カンタンに手に入る



予防接種を
カンタン管理



子どもの
成長記録

かわさき子育てアプリ 検索

外国語でのご利用も可能！英語・中国語・
スペイン語などの12言語に対応しています。
This service supports 12 languages including
English, Chinese, Spanish, etc.



